

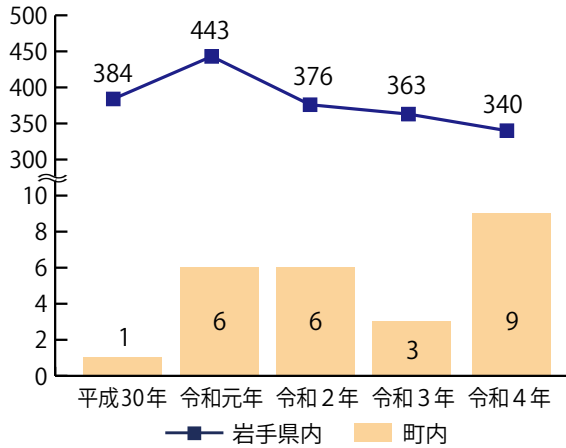
防火標語
火を消して
不安を消して
つなぐ未来

秋の全国火災予防運動

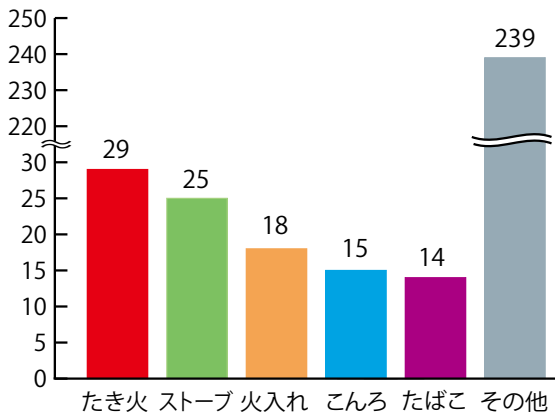
火の取り扱いに気をつけて

気温が低くなり、暖房器具を使用する機会が多くなる11月。今年起きた火災は現時点で県内290件、町内でも5件の火災が発生していて、今後も発生件数が増加すると見込まれています。ここでは、11月9日から15日までの秋の全国火災予防運動に合わせ、町民の皆さんが安心して暮らすための防火対策などをご紹介します。

■グラフ1 県内と町内の火災出火件数 (平成30年～令和4年)



■グラフ2 県内で発生した火災の主な出火原因 (令和4年分)



【資料：山田消防署提供】

県内で毎年300件
以上も発生する火災

平成30年から令和4年までに発生した火災出火件数はグラフ1のとおりで、県内では令和元年の443件をピークに件数が減少していますが、毎年300件以上の火災が発生しています。町内では平成30年の1件から年々増加傾向にあり、昨年には9件の火災が発生しています。これらの数値は、あくまでも統計上の数値です。中には、火事になりそうになったが「自分で消火した・燃え広がらなかった」など通報には至らなかった場合もあり、実際には、ほかに多くの火災が発生している可能性があります。

火は「灯り」や「暖」、「調理」などに使われ、生活には必要不可欠なものです。一歩間違えると命の危険や生活の全てを失ってしまう大惨事を招いてしまう可能性があります。今一度、身の回りを確認し、防火対策に努めましょう。

主な出火原因は火の不始末です

県内で発生した火災の主な出火原因は、グラフ2のとおりで「たき火」や「ストーブ」、野焼きなどの「火入れ」「こんろ」「たばこ」などが出火原因となっています。その他には、「こたつ」や「電気コード」、「マッチやライター」などの様々なものがあり、どれも火の不始末が原因となっています。しっかりと消火をしてから後片付けをしましょう。

アドバイス

宮古地区
広域行政組合
山田消防署
予防係長
塩越 健二 さん



山田消防署では、火災予防運動の取り組みとして、防火チラシの配布や高齢者の単身世帯への訪問などを行っています

地域全体で防火対策を

「火」を甘く見ないでください。町内での火災発生件数も年々増加していて、予断を許さない状況です。町内で発生している火災の主な要因は、たばこやストーブなど様々なものがありますが、一番件数が多いのが、屋外での焼却行為です。風が強い日や空気が乾燥していると火の粉が飛び、近くの家や山林に燃え移る場合があります。野焼きをしないことはもちろんですが、たき火を行う際は、消防署への届け出が必要になりますので、山田消防署へご相談いただくようにお願いします。また、全国では、住宅火災で単身世帯の高齢者が亡くなられるケースが多く見られます。これは当町でも例外ではありません。普段から近隣の人とコミュニケーションを取り、防火対策などを話し合える関係性を築くことが大切です。火災は、発生してからでは手遅れです。起こる前から地域全体で防火対策に努め、誰もが安心して暮らせる環境を作りましょう。

出火原因多く占める 3つの対策をご紹介します

○「たき火」

たき火が原因の火災の一例として、「強風や空気が乾燥している状況で燃やしてしまう」「一度に複数箇所に火をつける」「たき火の監視を怠ってしまう」などがあります。必ず気象状況の確認を忘れず、消火の準備をしてから火をつけましょう。また、たき火は必ず複数人で行い、火から目を離さない環境作りをするようにしましょう。



○「ストーブ」

寒い時期に活躍するストーブですが、適切に使用しないと火災を引き起こしてしまいます。「火を必ず消してから給油する」「就寝時や外出時は必ずストーブを消す」「洗濯物の乾燥や調理など、暖房以外の目的で使用しない」などが火災を防ぐポイントです。ストーブの近くに置いてあつたスプレー缶が高温になり破裂し、漏れ出たガスに着火するといった火災もあるので「ストーブの周りにはものを置かない」などの注意も必要です。



○「火入れ」や「野焼き」

畑の枯草などを市町村長の許可を得て焼くことを「火入れ」と言い、屋外でごみを燃やすことを「野焼き」と言います。どちらもたき火と同様に、強風や空気が乾燥している状況で行うと火災の原因となってしまう。野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、罰則（5年以下の懲役か1000万円以下の罰金か両方）があります。ごみの焼却はダイオキシン発生の原因となるほか、煙や悪臭、灰で近隣の生活環境に大きな迷惑をかけることとなりますので絶対にやめましょう。



火災警報器の備えと 消火器の定期点検を

○住宅用火災警報器の設置を

住宅用火災警報器を設置したことで、火災に至らなかつたり被害を軽減できた事例が数多くあります。設置している人は定期的に点検をし、10年を目途に交換するようにしましょう。設置していない人は必ず設置をするようにしましょう。住宅用火

災警報器は、設置をした際に消防署への届け出が必要になりますので、一度ご相談いただくと安心です。

○消火器の使用期限にご注意を

ご家庭にある消火器の使用期限は切れていませんか。期限を過ぎた消火器は破裂による人身事故の危険があります。特に、腐食、変形などが見られる消火器は、たとえ使用期限に達していなくても直ちに交換する必要があります。いざというときのために定期的な点検をし、放置せず速やかに新しい消火器に取り替えてください。

火災を起こさない 環境づくりが大切

火災を防ぐためには、自身で防火対策を行うことも重要ですが、一番大切なことは地域住民同士での共助力です。普段から家族や友人だけでなく、住民同士でコミュニケーションを取ることで、いざという時に住民同士で互いに気付き助け合うことができます。誰もが安心して生活するためにも、火災を起こさない環境づくりに努めましょう。

◆相談先・問い合わせ

山田消防署予防係 ☎82-3139
へどうぞ。